

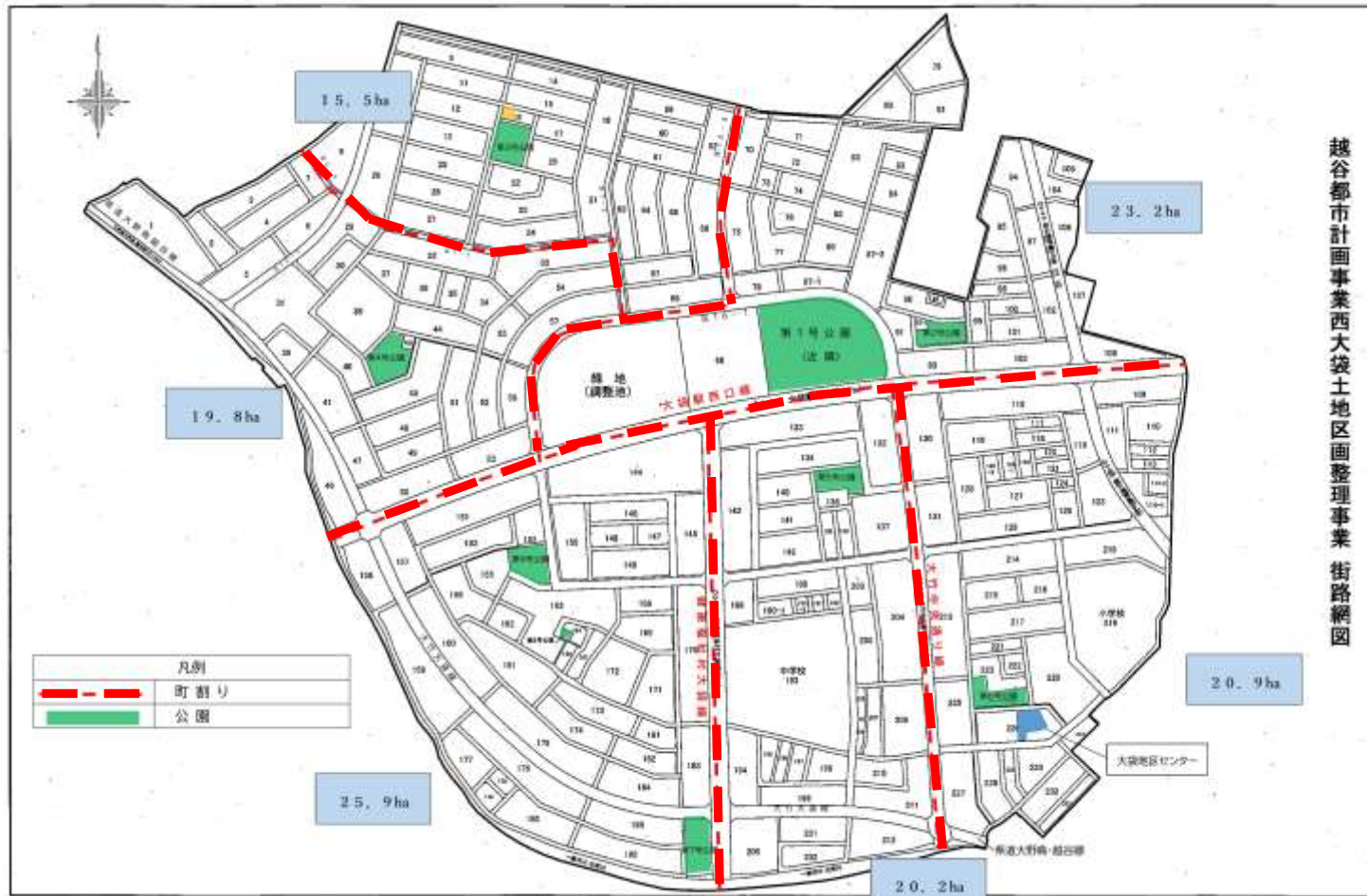
区画整理情報 No.30

発行：令和4年5月

発行者：越谷市役所都市整備部市街地整備課
問い合わせ先：048-963-9231（直通）

◎西大袋土地区画整理事業地内の町割り案が決定されました

第18回から第21回西大袋地区まちづくり委員会にて決定しました町割り素案に対して、自治会を通して皆様のご意見を伺ったところ、ご意見がありませんでしたので、下図のとおり町割り案を決定いたしました。



令和4年度の事業予算について

令和4年度の事業予算については、事業の進捗を図り、都市基盤の整備と健全な市街地の形成を進めるため、総額16億3千万円を計上いたしました。

主な事業予算は次のとおりです。

○ 街路・下水道・盛土工事費等	3億 6,000 万円	○ 委託料	9,970 万円
○ 家屋・立木等移転補償料	1億 1,800 万円	○ 事務費等	1億 0,928 万円
○ 土地使用・盛土整地補償料	1億 2,200 万円	○ 公債費	6億 0,902 万円
○ 上水道工事費負担金等	2億 1,200 万円（内、集会所建設補助金		8,000 万円）

清算金について

換地処分に伴い、換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者に対し、清算金（徴収または交付）が発生いたします。土地の売買の際には、清算金の取り扱いについて、売主・買主、双方の売買契約書に「重要説明事項の特記事項」として明記されますようお願いいたします。

従前地分筆による仮換地変更（分割）手続きについて

土地区画整理事業地内において、土地の売買、相続、贈与、共有物分割、またはその他の理由により仮換地の分割を必要とする場合は、従前の土地を分筆していただき、仮換地の分割変更をすることができます。

なお、土地の分筆手続きに要する費用及び調書修正に伴う費用は、土地所有者の負担となります。お手続きに関しては、事前に市街地整備課までご相談ください。

権利の変動はご連絡を！

土地の相続、売買などで所有権等の権利が移転された場合には、ご連絡くださるようお願いいたします。

建築物の建築やブロック塀等の設置を行う場合は、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出について

第76条 西大袋土地区画整理事業地内で建築物その他の工作物（ブロック塀等）の新築、改築、宅地造成などを行う場合には、土地区画整理事業が完了（換地処分の公告がある日）まで法第76条許可が必要となります。（許可申請は、市役所市街地整備課まで）

地区計画 建築物の建築及びブロック塀等の工作物の設置、宅地造成などを行う場合には、都市計画法の規定により、工事着手の30日前までに市役所都市計画課に地区計画の届出が必要です。

不明な点がありましたら、市役所都市計画課まで・・・・・・048-963-9221（直通）

仮換地への電柱等の設置について

電気・電話等の供給のため東京電力・NTT等各企業者からの建柱計画に基づき電柱等の設置を進めております。電柱等の設置につきましては、関係権利者の皆様に仮換地（民有地）への電柱等の設置をお願いしております。土地利用される際には、電柱等の設置にご理解、ご協力をお願いいたします。

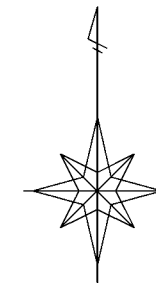
自治会への加入について

新たに西大袋事業区域内に居住される方は、円滑な自治会の運営に向けて、下図の自治会への加入をお願いいたします。



注）新たに居住される方向けの自治会の区域図となりますので、実際の自治会の区域とは異なります。

令和4年度街路築造工事箇所図



至大袋駅

至大砂橋

凡 例

	過年度施工箇所
	令和4年度施工予定箇所
	使用収益開始済箇所

1 : 5, 000

